

2010年NPT運用検討会議

日程

5月3日～28日（於：NY国連本部）

5月3日～6日 一般討論、7日 NGOセッション、
10日～28日 全体会合、主要委員会Ⅰ～Ⅲ会合

会議の概要

- 条約の運用状況について検討するため5年毎に開催。NPTの3本柱（核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用）の各分野毎に合意文書を作成し、
本会議で最終文書として採択。
- 2000年の会議では将来に向けた核軍縮措置（13の措置）を含む最終文書を採択。
- 2005年の会議では、手続事項（議題、補助機関設置等）に会議日程の3分の2を費やした結果、実質的議論を含む最終文書に合意できず。

体制・議題

本会合（議長：カバクテュラン・フィリピンNPT担当大使）

- | | | |
|---|---|--|
| ① 主要委Ⅰ（議長：シディヤウシク・ジンバブエ国連常駐代表）
核軍縮、安全保証 | ② 主要委Ⅱ（議長：イエルチエンコ・ウクライナ・ウェーン代大使）
核不拡散、保障措置、非核兵器地帯 | ③ 主要委Ⅲ（議長：中根ウェーン代大使）
原子力の平和的利用 |
|---|---|--|

NPT(核兵器不拡散条約)の概要

G

経緯：1968年7月 署名開放 1970年3月 条約発効(我が国は1970年署名。76年6月批准。)
1995年に無期限延長を決定(「原則と目標」、「中東決議」の採択)。
締約国：190か国(インド、パキスタン、イスラエルは非締約国)

NPTの主要規定

- ① 核兵器国の核不拡散義務 (第1条)
- ② 非核兵器国によるIAEA保障措置 (第2条)
- ③ 非核兵器国によるIAEA平和利用の権利 (第3条)
- ④ 締約国の原子力平和利用の権利 (第4条)
- ⑤ 締約国による核軍縮交渉義務 (第6条)
- ⑥ 締約国によるIAEA保障措置 (第7条)
- ⑦ 締約国の脱退の権利 (第10条)

①核不拡散

核兵器国(米露英仏中の5か国)以外への拡散の防止

→核兵器国・非核兵器国

②核軍縮

誠実な核軍縮交渉義務

→核兵器国

③原子力の平和的利用

「奪い得ない権利」
軍事転用防止のための
IAEA保障措置

→核兵器国・非核兵器国

条約の3つの目的(柱)におけるグランドバーゲン

NPT運用検討会議をめぐる状況

1. NPT体制を取り巻く状況

◆NPT体制は危機に直面



- 締約国内の対立(核兵器国-非核兵器国、先進国-途上国等)
- 核不拡散体制の強化と核軍縮の進展の欠如
- 2005年NPT運用検討会議の失敗

- ◆核・放射性物質を使用したテロへの懸念の高まり ➡ 核セキュリティ・サミット開催による手当て
- ◆「原子力ルネッサンス」の流れ → 平和利用確保のための国際協力の重要性

2. 今次NPT運用検討会議の目的

NPTへの求心力を強め、国際核不拡散体制を強化する。

- ①核軍縮の促進によるグランド・バーゲンの活性化(新しい核軍縮措置への合意)
- ②核不拡散の強化(追加議定書、脱退問題、地域問題(北朝鮮、イラン問題)、中東決議の前進)
- ③原子力平和的利用の権利確認と国際協力の重要性

3. 現状と展望

- オバマ米政権による核軍縮分野での前進(新START条約署名、NPR発表等)にもかかわらず、核兵器国だけが核兵器保有を認められる不平等性を背景とした対立構造は引き続き存在。争点をめぐらかの合意に至ることができるかは予断できない状況。

NPT運用検討会議における主な争点

争点	対立の構図
新たな核軍縮措置 (NPT第6条)の前進	<p>【核兵器国】一定の核軍縮に向けた措置を梃子に、不拡散分野での前進を目指す。</p> <p>【非核兵器国(特にNAM)】不平等性を指摘しつつ核廃絶に向けた具体的な措置と明確な約束を求める。</p>
地域の核問題の取扱い (中東決議、イラン、シリア、北朝鮮)	<p>アラブ諸国は、イスラエルの問題が国際社会全体で取り上げられていない中で、iranだけを問題視する西側諸国に反発。</p> <p>北朝鮮の問題の取扱いに影響を及ぼそうとする可能性あり。</p>
脱退	<p>【西側諸国】脱退の濫用の防止策につき合意を目指す(北朝鮮問題)。</p> <p>【途上国】脱退問題を扱うこと自体に消極的。</p>
IAEA追加議定書の普遍化	<p>【先進国】追加議定書の普遍化促進。</p> <p>【途上国】原子力平和利用への過度な制約として反発。</p>

NPT運用検討会議に向けた我が国の対応

目指す方向性

将来を見据え、NPT体制の堅持・強化に資する措置についての合意を目指す

- ①具体的な核軍縮措置の合意のため、核兵器国の妥協を引き出す
- ②核不拡散措置の強化に向けた途上国の妥協を引き出す
- ③原子力平和利用の推進

具体的取組の例

1. 日豪共同提案としての作業文書「実践的核軍縮・不拡散措置」を国連に提出

(1)「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」報告書の提案に基づき、日豪共同提案「実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」を国連に提出。(核軍縮においては、核兵器保有国に対し核兵器の数及び役割の低減(含・強化された消極的安全保証の供与)を求めている。)
(2)この他にも我が国独自の取組として、IAEA技術協力に関する作業文書を、国連大学との共同により軍縮・不拡散教育等に関する作業文書を国連に提出。

我が国提案にに対する幅広い支持を得て、最終文書への反映を目指す。
↗

2. G8外相会合において核不拡散・軍縮及び平和的利用に関する外相声明を採択

NPT運用検討会議前の主要会議として、①核軍縮、②中東決議の実施、③原子力の平和的利用の促進につき、G8として力強いメッセージを発出することで、非同盟諸国等の建設的姿勢を引き出すとのゲームプラン。
↗ 我が国がこの強い働きかけにより、概ね目標を達成。

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ (仮訳:原文英語)(1/2)

2010年NPT運用検討会議に向けた
実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ
日本国政府及びオーストラリア政府は、核兵器不拡散条約(NPT)の重要性を再確認し、また、NPTの普遍化を通じて国際的な核軍縮及び不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年のNPT運用検討会議において以下 の実践的な核軍縮及び不拡散措置を承認することを提案する。

1. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成すると の核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. アメリカ合衆国とロシア連邦との間で第一次戦略核兵器削減条約の後継条約交渉が進展したこと始め、フランス共和国、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国が実施している核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請する。
3. 核軍縮措置に係る交渉が妥結するまでの間、すべての核兵器保有国が、国際の安定を促進する方法で、また、すべてに つて損なわれるることのない安全保障の原則に基づき、核兵器数を削減すること又は少なくとも核兵器数を増加させないことにつき早期にコミットすることを要請する。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減することをコミットすることを要請し、また、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証をできる限り早期に供与する等の措置をとることを要請する。
5. すべての核兵器保有国が、核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減する措置をとること、また、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器システムの運用状態を一層低減させることを要請する。
6. 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調する。
7. 核弾頭総数及び運搬システム並びにそれらの配備状況等についてNPT締約国間で合意される形式によって定期的に報告を行うことを含め、すべての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請する。
8. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対しきる限り早期に署名・批准するよう求め、また、CTBT発効までの間、核実験モラトリウムを維持することの重要性を強調する。
9. すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質生産モラトリウムを宣言し、維持するよう求めつつ、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉の即時開始・早期妥結を要請し、また、これら核兵器保有国に対し、軍事目的のために必要な核分裂性物質を自発的に公表し、そのような物質をIAEAその他の国際的検証の下に置くよう求め る。
10. 核兵器の拡散が国際の平和と安全にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む不拡散上の義務がすべての国によつて厳格に遵守される必要性を再確認する。

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ (仮訳;原文英語)(2/2)

11. モデル追加議定書に基づくIAEA追加議定書を伴う包括的保障措置協定が国際的に認知された保障措置の基準となるべきであることを強調し、包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書を締結していないすべての国に対し、そのできる限り早期の締結を求めるとともに、すべての国に対するこの保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請する。

12. NPTからの脱退通告に対する二国間、地域的又は国際的な協議を含め、適切な国際的対応の重要性を強調する。特に、IAEAによって保障措置違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連憲章の下での国連安全保障理事会の役割に従い、理事会が速やかに開催されるべきである。

13. NPTからの脱退国は、NPT締約国であった間に獲得した核物質及び設備並びにそのような核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調する。

14. すべてのNPT締約国は、無差別にかつNPT第1条、第2条及び第3条の規定に従つて、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を行う権利を有していることを再確認し、また、原子力の平和的利用において特に途上国を援助するIAEAの取組を支援する。

15. 原子炉を稼働し、建設し、又は計画している国に対し、原子力安全に関する4つの条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国になるよう求めること。

16. すべての国に対し、2005年の改正を含む「核物質の防護に関する条約」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結を含め、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置をとるよう求める。